

でんきのかんり

2023/第91号



雨の溪
撮影者：河本 禎

目 次

保安教育資料……………	2	経済産業省より 太陽電池発電の保安規制義務化…	8
お客様紹介 ダイワ産業……………	4	ちよっと一息 数字の話……………	11
トラブル事例1 キュービクルの損傷防止……………	6	旅行記 もう一度訪れたい故郷 アフリカ話 ……	12
トラブル事例2 主任技術者の未選任……………	7	わが町 滋賀県高島市……………	14

電気に関する件、省エネルギーに関する件、太陽光発電に関する件等は、当協会 電気管理技術者にお尋ね下さい



電気の管理は信頼のできる

電気管理関西 一般社団法人 関西電気管理技術者協会へ

URL <https://www.eme-kansai.or.jp>

保安規程第10条電気保安教育資料

保安教育実施日 年 月 日

一般社団法人 関西電気管理技術者協会

電気管理技術者(保安教育実施者)

協会統一保安教育内容

感電について

電流が漏れる事を漏電と言います。この漏れる電流が人体に流れる場合を「感電」と言い感電の内容によっては死亡事故に至る場合があります。

人間の体の中身は、電解質で電気を良く通します、その外側を数10KΩ～1MΩの皮膚で覆っています。この人体に、漏洩（漏電）電流が流れる状態を感電と言っています。

人体の抵抗値は、乾燥時 5000Ω程度、汗をかいた状態を 1000Ω程度とされています。特に工場作業者の感電死亡事故は夏場に多く発生しています。

感電電流と人体の症状

電流mA	通電時間	人体への影響
3～10	関係なし	痛みを感じる、離脱可能
10～30	数分	筋肉のけいれん、離脱不能、呼吸困難
30～50	1分以上	呼吸停止、脈拍不整、死の危険有り
50～250	1秒以上	心室細動、失神、電流痕跡を生じる、死に至る
250～	1秒以上	心臓停止、火傷、失神、死に至る

東京農工大学工学部安全マニュアルより

感電防止の法令（労働安全衛生規則第5章第1節第333条）

事業者は、対地電圧150Vを超える移動式又は、可搬式電動機械器具を水等、導電性の高い液体等によって湿潤している場所その他、導電性の高い場所で使用する場合は、感電防止用漏電遮断器を接続しなければならない。

感電電流の計算例 但し：電圧＝100V 人体の抵抗＝3000Ω（通常状態と仮定）

感電電流＝ $100V/3000\Omega = 0.033A$ 約33mA

計算例では100V回路でも死に至る電流が人体に流れる事があります



絶縁不良防止のために定期的な点検と改修、電気機器ケースアースの設置充電部防護柵、充電部接触の厳禁等が必要です。

イラストは同業種ホームページより転用

保安規程第10条電気保安教育資料

保安教育実施日 年 月 日

一般社団法人 関西電気管理技術者協会

電気管理技術者(保安教育実施者)

協会統一保安教育内容

漏電について

本来電気が通るべきルートを外れ、悪くなった絶縁物の中を通り外部へ流れ出る電流の事を言います。配線、電気機器は電気が漏れない様、しっかり絶縁されていますが、この絶縁が古くなったり、傷つけられると、配線や電気機器の絶縁抵抗が低くなり、電流が悪くなった絶縁物の中を通り、アース（大地）に逃げていきます。

この様に、本来 流れてはいけない電流が、外部に、逃げて行きます。このような現象を漏電と言います。漏電電流の値は、電圧と対地間の絶縁抵抗値で決まります。

絶縁抵抗値と法令（電気設備技術基準第58条）

対地電圧が150V以下の場合 0.1MΩ 以上

対地電圧が300V以下の場合 0.2MΩ 以上

●漏 水

配管の割れ、バルブのシール漏れ水が外部に漏れる現象



●漏 電

絶縁材料の劣化で、外部へ電気が漏れる現象をいいます



イラストは同業種ホームページより転用

木製品製造のプロフェッショナル ダイワ産業株式会社

ダイワ産業株式会社は 1970 年創業の木製品製造会社です。

《 会社の変遷 》

地場産業である配置薬用の薬箱を作る会社としてスタートしましたが、時代の流れとともに様々な木製品を作るようになりました。

《 ダイワ産業の強みと理念 》

「こんな製品は作れませんか？」という問い合わせを数多くいただいております、それらにきっちりに対応することで取引先数は年々増加しております。

職人の技術を引き継ぎつつも、新しい加工技術の開発や新しい設備の導入を積極的に行い、全ての工程を奈良の自社工場で一貫生産することが大きな強みになっております。

木製品なら「何でも作る会社」を目指し、お客様のご要望を形にすることで、木材業界の活性化に少しでも寄与できるよう、日々活動しております。

《 製品のご紹介 》

家庭用ひのきまな板や桶製品は国内でも大きなシェアを誇り、主力商品となっております。他にも浴用品、ノベルティグッズ、ホテル客室備品、店舗用備品など多くの業態に対応した製品を取り揃えております。



主な製品

- ・ ひのきまな板
- ・ ノベルティグッズ
- ・ 桶製品
- ・ ホテル客室備品
- ・ 浴用品
- ・ 店舗用備品

これら以外にも年間 100 品を越える依頼品の製造もしております。



ダイワ産業株式会社

〒635-0123

奈良県高市郡高取町市尾 897-1

TEL : 0744-52-2926

FAX : 0744-52-4487

URL : <https://daiwa70.com>



詳しくはコチラ

《工場外観》



《作業風景》



《機械装置》



《ひのさまな板》



《木製知育玩具》



【電気設備概要】

引込形態：架空電線～PAS～ケーブル

遮断方式：LBS+PF方式

設備形態：動力 150kVA、電灯 30kVA

《改善例》

分電盤に木くずが多く溜るので作業終了後にエアーツールで清掃し、トラッキングによる火災とスイッチ類の故障防止を図っている。

《電気事故防止に対する取組み》

1. 指摘事項、保安教育内容の徹底
 - ・ 朝礼時に工場管理者から全社員に都度伝達
2. 指摘事項に基づく改善の取組み
 - ・ 機器コンセント全てにアースを取付、機器本体、アース未接続による感電事故防止を図る
 - ・ コンセント、ブレーカー等をエアーツールで清掃し、事故・障害防止を図る



●トラブル事例●

①キュービクル扉の損傷防止のお願い

大阪北支部 山口 博

駐車場等にキュービクルを施設されているお客さまへ
車両衝突等外部からの損傷防止のため
「車止め」や「フェンス」の設置をお願いすることがあります

①トラブル発見

月例点検において扉の変形を発見

右側の扉 変形し閉じることができませんので 手直ししてください



②改修工事

変形部分を叩きなおし補修することにより・・・

スムーズに開閉できるようになった

「車止め」の設置

①トラブルを予測 …… Qに車が衝突?? しませんか

オーナーとの会話 「駐車場に設置してあるキューピクルに車が衝突することないですかね」
「そんな下手な運転手いないわ」

②改修工事

・・・といいながらも
後日 注意喚起と車止めを
設置してくれました



② 主任技術者の未選任

電気事業法第43条により 自家用電気工作物の設置にあたり「電気主任技術者」を選任し運用に関する保安の監督をさせる必要がある。

お客さま設備については、当協会係員により適切に保安管理され安心して使用されていると思います。

そんな中、何らかの理由で **未選任** であると下記のようなトラブルが発生することがあります。

未選任トラブル①

……日常点検が実施されていない（不具合設備放置）

配管隙間から侵入したネズミが、高圧交流負荷開閉器（LBS）充電部に触れ感電、関西電力配電線に波及し付近一帯 1 分間停電した。

（お客さまは復旧作業に一日停電）

主任技術者未選任で不具合設備の未改修であった。



未選任トラブル②

……設備更新が実施されていない（更新時期超過）

こんな錆びついた高圧区分開閉器（PAS）のついたお客さま誰が管理者しているのか、異常時 高圧区分開閉器が動作して遮断するのか心配である。

予想通り **未選任** でした。（関電送配電調べ）



未選任トラブル③

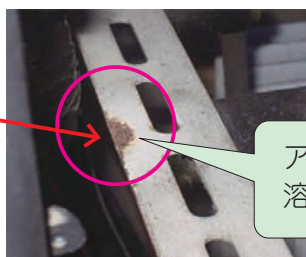
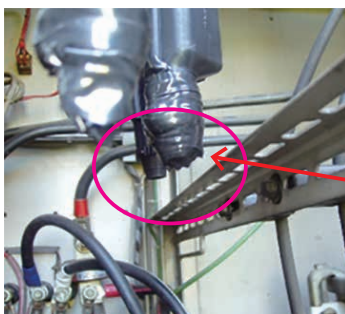
……日常点検が実施されていない（塵芥蓄積）

「配線からアークが出ている」

との連絡により調査（……前テナント閉鎖後約 2 年間未選任であった）

すぐに関電送配電に連絡し処理してもらいました。

その対策……主任技術者を**選任**し「**年次定期点検**」を行い塵芥除去をおこなう



アークにより
溶融している



発電設備を お持ちのみなさま

新制度講習会が
10月30日
スタートします

全国30ヶ所
オンライン配信有り



太陽電池発電

10～50kW未満



風力発電

20kW未満

2つの保安規制が義務化されます。

2023年
3月を予定

基礎情報届出制度

基礎情報の届出が必要になります

- 小規模事業用電気工作物(太陽電池:10～50kW未満、風力:20kW未満)は、基礎情報の届出が義務となります。
- 既設の設備(FIT認定を受けている設備は除く)についても施行から6カ月以内までに届出が必要です。

以下の場合にはFIT認定の有無にかかわらず届出を求めます。

- ①基礎情報の項目に変更があった場合
- ②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合(廃止を含む)

使用前自己確認制度

事前の安全確認が必要になります

- 使用前自己確認の対象が拡大され、一部の事業用電気工作物(太陽電池:500～2000kW未満、風力:20～500kW未満)に加え、一部の事業用電気工作物及び小規模事業用電気工作物(太陽電池:10～500kW未満、風力:20kW未満)も、使用前自己確認が義務となります。
- 電気的リスクに加え、構造的リスクについても確認が必要です。

詳しくは **小出力発電 規制** **検索**

<https://www.shoushutsuryoku-kakens-hoan.go.jp/>



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

新制度の概要

※今後変更の可能性あります

現行制度

現行の電気事業法においては、小出力発電設備（太陽電池発電設備（50kW未満）、風力発電設備（20kW未満））については、「一般用電気工作物」として取扱い、一部の保安規制は対象外とされています。

太陽電池発電設備の保安規制の対応

風力発電設備の保安規制の対応

事業用電気工作物

一般用電気工作物

出力等条件	保安規制	
	事前規制 安全な設備の設置を担保する措置	事後規制 不適切事案等への対応措置
2,000kW以上	技術基準維持義務	保安規程の届出 電気主任技術者の選任 技術基準維持義務 立入検査 事故報告 報告徴収 自己確認 使用前
2,000kW未満 500kW以上		
500kW未満 50kW以上		
50kW未満 10kW以上 小出力発電設備		
10kW未満 小出力発電設備 事業用の用に供するものに限る		

出力等条件	保安規制	
	事前規制 安全な設備の設置を担保する措置	事後規制 不適切事案等への対応措置
500kW以上	技術基準維持義務	保安規程の届出 電気主任技術者の選任 技術基準維持義務 立入検査 事故報告 報告徴収 自己確認 使用前
500kW未満 20kW以上		
20kW未満 小出力発電設備		

【出典】経済産業省資料に基づき作成

【出典】経済産業省資料に基づき作成

新制度

- 令和5年（2023年）3月20日に施行されます。
- これまで一部保安規制の対象外だった小出力発電設備（太陽電池発電設備（10kW以上50kW未満）、風力発電設備（20kW未満））について、新たな類型に位置づけられます。（小規模事業用電気工作物。下記図の黄枠部分）
- 小出力発電設備には既存の事業用電気工作物相当の規制を適用（技術基準適合維持義務等）しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出が求められます。（下記図の赤枠部分）

太陽電池発電設備の保安規制の対応

風力発電設備の保安規制の対応

事業用電気工作物

小規模事業用
【新設】
一般用電気工作物

一般用電気
工作物

出力等条件	保安規制				
	事前規制 安全な設備の設置を担保する措置			事後規制 不適切事案等への対応措置	
2,000kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 自己確認 使用前	報告徴収	事故報告 立入検査
2,000kW未満 500kW以上					
500kW未満 50kW以上					
50kW未満 10kW以上					
10kW未満 小規模発電設備				事故報告は、10kW未満については除外	届出の月に供されているものも含める

出力等条件	保安規制				
	事前規制 安全な設備の設置を担保する措置			事後規制 不適切事案等への対応措置	
500kW以上	技術基準の適合	技術基準維持義務	電気主任技術者の選任 保安規程の届出 自己確認 使用前	報告徴収	事故報告 立入検査
500kW未満 20kW以上					
20kW未満					

【出典】経済産業省資料に基づき作成

【出典】経済産業省資料に基づき作成

技術基準適合維持義務の対象が拡大

■技術基準適合維持義務の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）も、技術基準適合維持義務の対象となります。

技術基準適合維持義務の対象が拡大

■技術基準適合維持義務の対象が拡大され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）も、技術基準適合維持義務の対象となります。

基礎情報届出が新設され義務化

■基礎情報届出の制度が新設され、小規模事業用電気工作物（太陽電池：10kW以上50kW未満、風力：20kW未満）は、基礎情報の届出が義務となります。

■既設の設備（FIT認定を受けている設備は除く）についても施行から6月以内までに届出が必要です。

■以下の既設の設備はFIT認定の有無にかかわらず届出を求められます。

- ①基礎情報の項目に変更があった場合
- ②小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合（廃止を含む）

届出事項 (例)	設備や設置者に係る基本的情報		保安体制に係る情報
	設置者	設備	
	● 事業者 ● 代表者名 ● 事業者の住所 ● 電話番号・メールアドレス	● 事業名 ● 電気工作物の種類・出力規模 ● 電気工作物の所在地(住所)	● 保安管理担当者名 (保守管理業務の委託先の情報含む) ● 点検頻度

使用前自己確認の対象が拡大され義務化

使用前自己確認の対象が拡大され、一部の事業用電気工作物（太陽電池：500～2000kW未満、風力：20～500kW未満）に加え、一部の事業用電気工作物及び小規模事業用電気工作物（太陽電池：10～500kW未満、風力：20kW未満）も、使用前自己確認が義務となります。

既設の設備は対象外ですが、既設設備に以下のような一定の変更の工事を行った場合（特に、パネルの増設等による構造面での変更）には、使用前自己確認結果の届出が求められます。

太陽電池

- 10kW以上の増設または支持物を含む取替で、合計出力が2,000kW未満の設備
- 10kWかつ出力5%以上の太陽電池パネルのみの取替で、合計出力が2,000kW未満の設備
- 20%以上の電圧の変更で、合計出力が10kW以上2,000kW未満の設備
- 支持物の強度の変更で、合計出力が10kW以上2,000kW未満の設備
- 支持物の強度に影響のある修理で、合計出力が10kW以上2,000kW未満の設備

風力

- 発電設備の増設で、合計出力が500kW未満の設備
- 発電設備の取替で、合計出力が500kW未満の設備
- 回転速度の変更または5%以上の出力の変更で、合計出力が500kW未満の設備
- 風車・支持物の強度の変更で、合計出力が500kW未満の設備
- 调速装置・非常调速装置の種類の変更で、合計出力が500kW未満の設備
- 風車・支持物の強度に影響のある修理で、合計出力が500kW未満の設備
- 调速装置・非常调速装置の取替で、合計出力が500kW未満の設備

お問い合わせ

0570-045-660

ちよっと一息 (数字の話)



■黄金比 1 対1.618・・・ (神が授けたもっとも美しい比率)

ギリシャのパルテノン宮殿基台の長さとかさの比、ピラミッドの底辺の長さとかさの比は 1 対1.6で黄金比 1 対1.618・・・とかわりません。

他にもハガキの縦横の比率が 1 対1.5、国旗の寸法が 2 対 3 や 3 対 5 など黄金比に近い長方形が多いがこれは偶然ではありません。

ヨーロッパでは昔から黄金比の長方形がもっとも美しいされており、例えば15世紀のイタリアの数学者パチヨリは「黄金比は言葉では限定しがたく神により授けられたものである」とさえいっている。

ちなみに、黄金比は数学的には 縦の長さa、横の長さbとしたとき

$a : b = (a + b) : a$ この比例式を方程式に直して解くと

$a / b = x$ とすれば $x^2 - x - 1 = 0$

$x = (\sqrt{5} + 1) / 2 = 1.618・・・$

だれが最初に考えついたのかはわからないが人類の昔の人も現代人も美しいと感じる比率は同じということなのだろう。

黄金比のような数字こそ普遍性という言葉があてはまるといえる。

■どうなってる九州

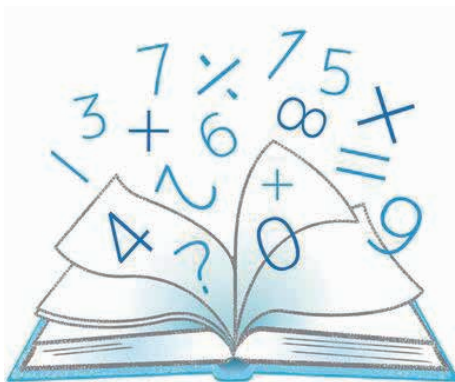
四国と言えはその名の通り香川、愛媛、高知、高松の四つの県がある。

しかし、九州というのに福岡、長崎、佐賀、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄の八県しかないのに「九」州とはいかに？

実は「九州」となすけられたのは八世紀の事、そのころの九州は筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、日向、薩摩、大隅の九つ。

明治政府の廃藩置県により、現在の「七県」になった。

九つだったものが七つの県に「キュウシュウ合併」されたが、長い間使われてきた「九州」という名称は残った。



参考：数の根拠 (小林十三)

● 旅行記 ●

もう一度訪れたい故郷 アフリカ話

神戸支部 中本 守

英語は大の苦手、海外に拠点なく関西にしか工場のない転勤も少ないだろう会社を選び 1972 年に就職した。ところがである、親会社の一つに出向せよと、そこは海外プラントの設計部門、石炭を取り扱う会社にいたのだから石炭から肥料を作るアフリカの工場の改修工事設計をしろと言われた。1964 年 1 回目の東京オリンピックの閉会日に英国より独立をした Zambia 共和国であった。子供まで流ちょうに英語で生活している。数回の現地調査で 2 年間の設計（1984/2 月～ 1986/9 月）を終え出向期間も満了を迎えた、無性に現地へ行って設計の確認や現地での仕事をしてみたくなった。



Nitrogen Chemicals of Zambia

10 カ月の現地工事、部品が足りない・適合しない・モーターが回らない、今のようにメールない、電話もまともにつながらない、日本との時差は 7 時間、通信手段はローマ字書きのテレックス、郵便は片道 1 週間かかっていた。改修工事も無事終えまた元のコークス工場へ戻った、そして数年後その肥料工場で JICA からの専門家要請（1989-1991 年）があると、今度は途上国での生活もしてみたくなっていた。結果的に JICA を含め合計 3 年ほどその国ですごした。



ジンバブエ側から

暴動・通貨切替・盗難・強盗、風土病、交通事故、危険いっぱい、野生動物のナショナルパーク・安価なゴルフ場・絶景のビクトリアホールズ、豊富なフルーツ、興味深く楽しいことも多々あった。

その中で 2 つほど紹介したい。あるとき水力発電所、007 で撮影に使われたこともある渓谷にあり岩を繰りぬいて落差を作り発電機が設置されている、後日見学にも行った、その発電所が火災をおこした、国の発電能力 3 分の 2 が失われた、その時は我々に知らされない計画停電が数カ月続いた。

停電は突如時起こり復電は分からなかった、しかし工場の停電はさせていなかったようだった。発電所の復旧が終わってからも、雷があると停電はしばしば発生、井戸ポンプが止まり断水もする。白熱電球は電圧が下がっても点灯し続けることがあり、そして欠相になっても停電しないこともあった。配電は特高 20,000/10,000V 高圧 6000V 低圧はスター接続の三相四線式で、三相で取れば 380V、中性線と取れば単相 220V、電灯と動力が兼用で供給されていた。エネルギー源をすべて電気でまかない携帯型発電機を携行できていない我々には停電は大変な試練であった。

もう一つ、3 年間英語国に暮らしても、英語の上達はなかった、道端で売っているマンゴウをいくらか

と聞いてフィフティーン（15）とフィフティ（50）が聞き取れず多く支払ってみたり。またある時は脅し文句にひずまずに対処できたこともあった、日本へ一時帰国した同僚が戻ってきたので、現地で雇用中の運転手を空港に迎えに行かせた、途中同僚は千 US \$ を内ポケットに入れた上着を座席においてしばらく車を離れた、事務所に戻るとお金はなくなっていた、運転手以外に犯人は考えられない状況、警察に届け運転手は1週間取り調べられ証拠不十分で釈放、そのような犯行方法は運転手も周知のはずで自白しなければ数年分の年収を得れる、労働法上クビにはならない、しかし、こちらとしては雇ってはおけない、その通告をさせられる羽目になってしまった。数か月分の解雇手当を払いクビを通告した、敵は充分に勉強をしており反論をする、私は調べた単語と現地の法律を述べるだけ、「お前は日本に五体満足で帰りたくないのか？」と言われているように想像はできたが怖さを感じず対応できた。100 構文の丸暗記単語入れ替えの私の英語、ヒアリングがまるでダメ、聞こえない英語も捨てがたいものであった。

エイズにマラリア・コレラ騒動、交通手段乏しく飲酒後のやむなし運転や通貨不安定でのヤミ\$話、住まいは田舎町のディスコのあるホテル、夜中に宿なしになった女性から友だちになろうとの訪問を受ける話、語り尽くせぬことばかり、雄大な自然・さわやかな気候の南国、あれから30年どのようになっているのだろう、もう一度訪れたい故郷である。

さらにもう一つ、



自然動物園（ナショナルパーク）はなん百kmも離れていてちょっと見に行くというものではなかった。象・カバ・インパラ・ワニ・ハイエナ・キリン・シマウマにはまあまあ会えるが、こちらを向いてくれた写真はなかなか撮れなかった。ライオンが狩りをする風景など見れることはまずなく、その姿に遭遇することすら難しかった。

我が町 高島市

滋賀支部 中川 肇

滋賀県北西部に693km²の面積を有する高島市には、山林とそこから流れ出る清流、豊富な湧水、里山、そして琵琶湖といった豊かな自然と、それにまつわる貴重な文化財が数多く存在します。



海津大崎の桜並木

①継体大王出生の地

6世紀初頭に即位したとされる継体大王の父である彦主人王は、『日本書紀』によると、高島郡に「三尾の別業」を有しており、この地に越前三国の坂中井から振媛を妃に迎え、継体が誕生したといわれています。市内には、継体誕生時の胞衣を埋めたという「胞衣塚」や、母の振媛が出産のときにもたれたという「安産もたれ石」、また継体の両親を祭神とする三重生神社など、継体大王出生などに関わる伝承地が数多く存在しています。

特に注目されるのは、鴨川の南に所在する滋賀県指定史跡鴨稻荷山古墳です。鴨稻荷山古墳は、6世紀前半に築造された全長40m前後の前方後円墳で、後円部の横穴式石室からは凝灰岩製の家形石棺が発見され、棺内外からは、金製垂飾付耳飾、金銅製の冠、飾履、環頭太刀などの豊富な副葬品が出土しました。中でも金銅製の冠は、日本海側の古墳で見られる新羅系のもの、また環頭太刀も日本海側で発見される朝鮮半島系のもので、鴨稻荷山古墳の被葬者は、若狭や越前、出雲などの日本海側地域と密接な関係を持ち、かつ高島の地で、継体大王の擁立に関わった有力豪族の首長クラスの人物であろうと考えることができます。



鴨稻荷山古墳



田中王塚古墳全景

②水辺の生活文化

高島市の湖岸地域には、琵琶湖に流れ込む河川、その源流となる山々からの谷水、湧き水、内湖などの豊富な水と、その水を用いて営み続けられてきた生活、そしてそれらが作り上げた景観が良好な形で受け継がれています。そのうち、特に特徴的で将来的な保存と継承を目指していく地域として、3箇所が国の重要文化的景観に選定されています。

「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」は、市域の重要文化的景観のうち最も北に位置する。日本海から琵琶湖を経て京都へ向かう湖上交通網が整備された15世紀以降に発展を遂げ、江戸時代には内湖も利用した港湾都市として機能した。江戸時代に集落や街道を風波から守るために琵琶湖沿岸に築かれた石積みは、修復を重ねながら現在に伝えられています。また湖岸からは、湖水を汲んだり洗い物をしたりする「ハシイタ」と呼ばれる板が出され、集落内の共同井戸には今も清水が湧き出しています。一方、知内集落では、ヤナ漁などの伝統的漁法が現在も続けられています。

豊富な湧き水を利用したカバタと呼ばれる石造りの洗い場と、カバタをつなぐ水路網が特徴的な「高島市針江・霜降の水辺景観」は、これまでに多くのメディアに取り上げられ、また研究者の注目を集めたことで、広くその名を知られています。集落をめぐる水は、水田、河川、内湖、ヨシ原、そして琵琶湖へと注ぐ。水が涌く場所は、「水神さん」として大切に守られ、湧き出る水は「生水（しょうず）」と呼ばれています。



打下古墳からの眺望（乙女ヶ池）

市域南端の湖岸に位置する「大溝の水辺景観」は、琵琶湖と内湖を利用した水城「大溝城」と水路のある街道による城下の町割、琵琶湖から城下町に直接荷入れできるように設けられた入江や船場など、戦国時代から江戸時代にかけて整えられたまちの構造が現在に残っています。また、山の谷水や井戸水を城下町内に流し込み、生活用水として各戸に分配する古式水道システムが現在まで継承されていることも、この地域の特徴的な水利用形態の一つです。

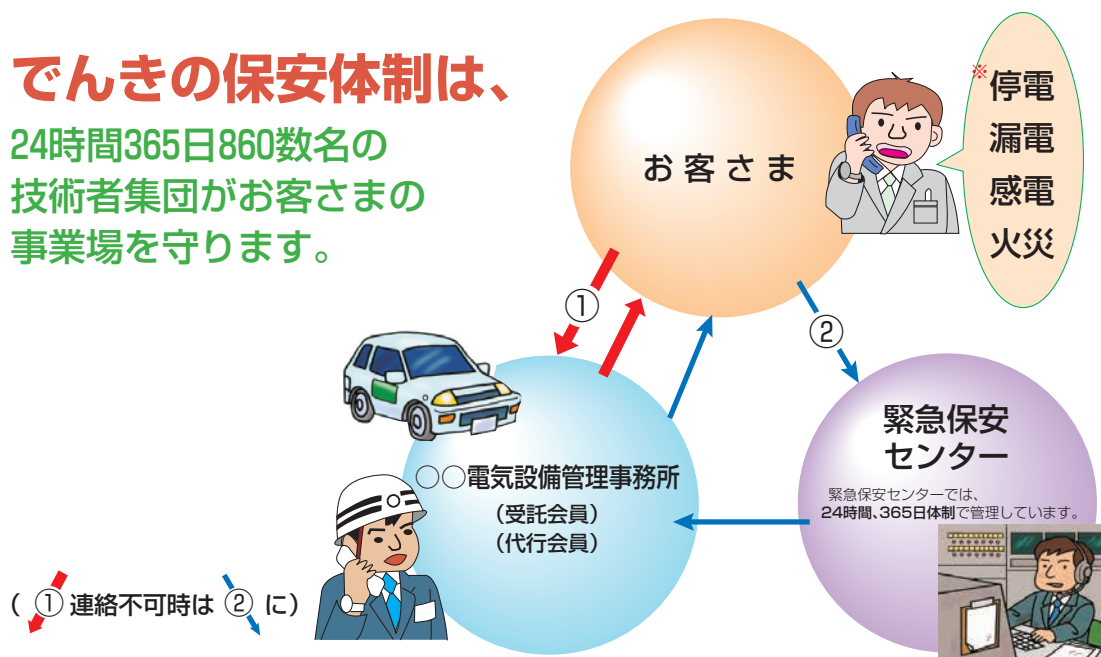
市内には、これら重要文化的景観3箇所の他にも、豊かな水を始めとする自然環境、そしてそこでの人々の暮らしや信仰が作り上げた特徴的な水辺景観が各地に残されています。特に、湖中の大鳥居で有名な白鬚神社、安曇川流域のみに伝わるシコブチ信仰は、多くの人に守り伝えられてきた歴史を含め、先の重要文化的景観とともに日本遺産「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産」の構成文化財ともなっています。

資料提供：滋賀県高島市教育委員会文化財課

電気管理関西緊急時連絡体制

でんきの保安体制は、

24時間365日860数名の
技術者集団がお客さまの
事業場を守ります。



緊急保安センター

0120-756-136

一般社団法人 関西電気管理技術者協会本部および支部一覧

本部	〒540-0034大阪市中央区島町1丁目2番3号 (三和ビル5階) …………… ☎(06)6943-9577
□大阪北支部	〒540-0034大阪市中央区島町1丁目2番3号 (三和ビル6階) …………… ☎(06)6943-4549
□大阪南支部	〒590-0024堺市堺区向陵中町4丁目4番1号 (三栄ビル4階) …………… ☎(072)257-4390
□神戸支部	〒650-0004神戸市中央区中山手通3-4-8 (大東ビル503) …………… ☎(078)334-7835
□姫路支部	〒670-0935姫路市北条口2-7 (カーニープレイス姫路第二ビル9階9-4号) …………… ☎(079)284-2545
□京都支部	〒600-8107京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町186(ヤサカ五条ビル10階) …………… ☎(075)351-7346
□滋賀支部	〒520-0801大津市におの浜3丁目3-3 (ヨシノビル2階) …………… ☎(077)524-8635
□和歌山支部	〒640-8361和歌山市岡円福院東ノ丁25番地 …………… ☎(073)431-3524
□奈良支部	〒636-0247奈良県磯城郡田原本町阪手638-1(もちの木ビル2F2号室) …………… ☎(0744)32-7338

「でんきのかんり」編集委員

編集委員長 岩浅宗史 (大阪南) 編集副委員長 斎藤隆三郎 (神戸)
委員 中村 博 (大阪北) 中井 保広 (姫路) 由良 演康 (京都)
中川 肇 (滋賀) 坂本 正光 (和歌山) 辻本 全伸 (奈良)

〔電気管理関西〕 一般社団法人関西電気管理技術者協会